

事務事業評価資料

施策名		建築物耐震化の推進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局建築指導課					
事業名		簡易耐震診断推進事業		担当者電話番号	防災耐震係 078-362-4340					
事業目的		現在の耐震基準に満たない住宅の耐震性能の向上を図り、地震災害に対し住民等の安全を確保する 県民の防災意識を高め、対象住宅の耐震改修工事を促進するため、その前提となる耐震診断を促進する。								
事業内容		市町が耐震診断員を派遣して、住宅の耐震性を評価し所有者に提示することにより、耐震化への動機付けを行う。 事業主体：市町 対象住宅：S56.5月以前着工住宅 診断費用：戸建30千円～60千円、長屋・共同住宅60千円～300千円 負担割合：住宅所有者1割、残る9割を国1/2、県1/4、市町1/4の割合で負担				事業開始年度		平成17年度		
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額				
	事業費	(12,667千円) 12,667千円		(37,125千円) 37,125千円		(37,125千円) 37,125千円				
	人件費	4,236千円	従事人員 0.5人	4,180千円	従事人員 0.5人	4,102千円	従事人員 0.5人			
	総コスト (+)	16,903千円	従事人員 0.5人	41,305千円	従事人員 0.5人	41,227千円	従事人員 0.5人			
事業の目標		簡易耐震診断を、27年度まで毎年5,500戸実施する。			[目標設定理由] 27年度に県下の住宅の目標耐震化率97%を達成するため、耐震改修工事の前提となる耐震診断を促進し、県民の防災意識を高める必要がある。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率(%)		
			目標値	年度				H20	H21	H22
		簡易耐震診断実施戸数	5,500戸/年	27年度	3,134戸 (5千円)	2,500戸 (17千円)	5,500戸 (7千円)	57.0%	37.5%	100.0%
評価結果	必要性	・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、また、発生が危惧される東南海・南海地震に備えるため、住宅所有者の耐震改修工事への動機付けとして、市町が実施する簡易耐震診断事業に要する費用の一部を支援する必要がある。								
	有効性	・自らが居住する住宅の耐震性を把握し、また、耐震改修工事の動機付けとすることは、県民の生命を守り、財産を保全する上で有効である。								
	効率性	・普及啓発の一環として市町が自主事業として行っているが、住宅所有者としての自主性を高めるため、申込者に1割の負担を求め、コストを抑制し、効率的に実施している。								
	民間・市町との役割分担	・簡易耐震診断を推進するためには、住宅所有者へのきめ細かな呼びかけ等地域に根ざした取組みが必要であることから、市町が事業を実施する。								
	受益と負担の適正化	・住宅所有者としての自主性を高めるため、申込者に1割の負担を求め、残る9割を国、県、市町で負担する。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
		廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲		民間委託		PFI	負担割合変更	事務改善	その他
説明	県耐震改修促進計画の目標を達成するため、平成27年度まで継続実施する。									